

あびの里いつきに係る事業者提案型（サウンディング型）市場調査実施要項

1 調査の名称

あびの里いつきに係る事業者提案型（サウンディング型）市場調査（以下「市場調査」という。）

2 調査の目的等

(1) 背景・目的

呉市豊浜町の「あびの里いつき」は市民の保養及び健全なレクリエーションの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するために設置された施設ですが、平成21年4月より休館となっています。

「あびの里いつき」の今後の有効活用を図る目的で、市場調査を実施します。

(2) 期待される効果

市場調査は、あびの里いつきの活用に係る契約等相手方を直接に選定するものではありません。市場調査を経て、活用方針につき市内部で検討の上、事業化する場合は、公募型プロポーザル方式等により改めて事業者を選定することを原則とします。

市場調査の実施により期待される効果は、次のとおりです。

ア 呉市が期待する効果

民間事業者による活用可能性を調査することで、施設の活用策を幅広く検討することが可能となります。また、施設の状況や課題を提示して民間事業者と「対話」することにより、民間事業者のアイデアやノウハウ等を活かした活用策の検討ができます。

イ 民間事業者において想定される効果

対話を通じ自らのアイデアやノウハウ等の創意工夫を、公募型プロポーザルの公募条件等に反映できる可能性があります。また、事業化決定後の正式な応募段階で、本市の意図を十分に理解した事業提案が可能となります。

3 調査の対象

市場調査の対象とする施設は、次のとおりです。

なお、詳細につきましては、物件説明書をご覧ください。

名称	所在・地番等
あびの里いつき	呉市豊浜町大字斎島1605番地の1, 1605番地の4, 1605番地の5

4 対話において提案を期待する事項等

(1) 提案を期待する事項

ア 調査対象の施設を活用し、事業者自らが展開できる実現及び持続可能な事業のアイデア（事業計画及び資金計画等、実現の可能性が乏しいものは不可とします。）をお聞かせください。事業のアイデアには、斎島、豊浜町又は安芸灘諸島全体の地域の活性化につながる提案をお願いします。

イ アの条件による活用が困難な場合は、土地・建物等に関してどのような活用が検討できるかご意見をお聞かせください。

(2) 活用に当たっての制約

ア 敷地内の浄化槽は隣接する集会所と一体化しているため、分割での活用はできません。

イ 現在、敷地内の一部433㎡を隣接する蛭児神社から借地しています。

(今後事業化に当たり、相手方と協議する必要があります。)

ウ 給水船により、週1回島内の受水槽に給水しています。

(島内に浄水施設、海底送水管等の施設整備はされていません。)

5 調査の参加資格

市場調査に参加することができる民間事業者は、調査対象施設の活用主体となり得る法人又は法人のグループとします。(個人及び個人のグループによる参加はできません。)

なお、呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等である者又はその統制の下にある者は参加できません。

【参考】呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)(抄)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

(4)～(7) (略)

6 調査の進め方

(1) 実施要項の公表

呉市ホームページで公表します。

(2) 現地見学

次の期間の希望日に見学会を開催します。

見学希望者は別紙1「現地見学申込書」に必要事項を記入の上、令和元年9月17日(火)から令和元年10月11日(金)までの間に電子メールで呉市産業部観光振興課(E-mail:kankou@city.kure.lg.jp)へ申込書を提出してください。なお、電子メールの件名は【見学希望】としてください。

見学可能日時 令和元年10月1日(火)から10月25日(金)まで※土日祝日を除く
11時30分～15時30分

当日は、10時50分までに豊島港にお越しください。現地には豊島港より航路となります。(時刻表及び運賃については次の表を参照。)

※天候により欠航となる場合があります。

久比～齋島航路時刻表

【豊島発】

	1	2	3	4	5
豊島	6時35分	7時40分	10時55分	15時40分	17時35分
齋島	6時52分	7時57分	11時12分	15時57分	17時52分

【齋島発】

	1	2	3	4	5
齋島	7時00分	8時00分	12時40分	16時00分	17時53分
豊島	7時17分	8時17分	12時57分	16時17分	18時10分

【旅客運賃（8月1日現在）】豊島～齋島：340円（片道料金）

※消費税増税に伴い、10月1日より料金に変更される場合があります。

(3) 対話参加申込み受付

対話への参加希望者は、別紙2「参加申込書」に必要事項を記入の上、「7 スケジュール（予定）」(3)の参加申込み受付期間中に電子メールで呉市産業部観光振興課（E-mail:kankou@city.kure.lg.jp）へ申込書を提出してください。なお、電子メールの件名は【対話希望】としてください。

(4) 対話実施日時等の連絡

対話参加申込み受付終了後、対話の日時及び場所を電子メールでご連絡します。
なお、日時については、事前に調整します。

(5) 対話の実施

対話は、1事業者につき30分～60分を目安に実施します。
対話への参加人数は、1事業者につき3名までとさせていただきます。

(6) 活用案の検討

全ての対話終了後、対話に基づく活用案の実現可能性について、検討を行います。

(7) 市場調査結果概要の公表

市場調査の結果について、その概要を呉市ホームページで公表します。

ただし、参加事業者のノウハウ等の保護を考慮し、事前にその内容を個別に確認し、名称等、参加事業者が特定できる情報については公表しません。

7 スケジュール（予定）

- (1) 現地見学会参加申込み : 令和 元年 9月17日（火）～10月11日（金）
- (2) 現地見学会 : 令和 元年10月 1日（火）～10月25日（金）
- (3) 対話参加申込み : 令和 元年10月 7日（月）～11月 8日（金）
- (4) 対話の実施 : 令和 元年10月15日（火）～11月 8日（金）
- (5) 市場調査結果概要の公表 : 令和 元年12月以降

8 対話に使用する資料の提出について

対話に必要な資料（以下「提案資料」という。）については、当日5部提出をお願いします。電子メールで送付する場合は、事前に連絡してください（連絡先は、「11 連絡先」を参照）。なお、提案資料の著作権は、各提案事業者に帰属しますが、返却はいたしません。

9 質問等について

提案のための質問は、対話の実施日まで随時受け付けます。なお、質問の内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

10 その他留意事項

(1) 対話参加実績

調査結果に基づく公募が実施される場合でも、市場調査への参加実績が、公募における優位性を持つものではありません。

(2) 費用負担

市場調査の参加に要する全ての費用（資料作成費、交通費等）は、参加事業者の負担とさせていただきます。

(3) 守秘義務

呉市は、提案資料及び対話内容を、あびの里いつきの活用を検討する目的以外に使用しません。

民間事業者は、市場調査を通じて得た情報を外部に漏らさないようお願いします。

(4) 事業者のノウハウ・知的財産権の保護

提案資料は、民間事業者のノウハウ・知的財産権に関する情報を含むことから、当該資料について情報公開請求があった場合は、あらかじめ事業者と協議した上で、公開・非公開の決定をします。

(5) 追加の対話

対話実施後、公募案を検討する場合、必要に応じて追加の対話（文書による照会を含む。）を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

(6) その他

調査について、不明な点等がありましたら、呉市産業部観光振興課までお問い合わせください。

11 連絡先

呉市産業部観光振興課 担当：城下，新本 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5階 TEL：0823-25-3182 FAX：0823-25-7592 E-mail:kankou@city.kure.lg.jp
--